

## 会 議 録

会 議 名 (審議会名称)		川西市社会福祉審議会高齢者専門部会		
事 務 局 (担 当 課)		健康福祉部 いきいき長寿室 (内線2671)		
開催日時		平成17年11月29日(火) 13時30分~15時30分		
開催場所		川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委 員	小田 兼三 関 雄郎 藤末 洋 服部 英二郎	牧田 満知子 荻本 文人 堀池 周司 山下 治	井上 克己 岸本 敏子 吉川 涉 森 まり
	その他			
	事務局	健康福祉部長 認定サービス担当主幹 長寿社会担当主査 福祉推進室長 健康づくり室長	竹本 勇 乾 和雄 池田 敏夫 益本 正隆 西中 毅	いきいき長寿室長 長寿社会担当主幹 長寿社会担当主事 福祉政策担当主幹 健康づくり室主幹
傍聴の可否		可	傍聴人数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1、開会 2、協議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者保健福祉計画見直し素案について</li> <li>・ その他</li> </ul> 3、閉会		
会議結果		別紙のとおり		

# 審 議 経 過

NO.1

平成17年度 第2回川西市社会福祉審議会高齢者専門部会

部会長：〈挨拶〉

事務局：〈配布資料確認〉

〈配布資料「計画素案について」説明〉

〈配布資料「地域支援事業について」説明〉

協議事項

高齢者保健福祉計画見直し素案について

部会長：高齢者保健福祉計画見直し素案について何か質問はございますでしょうか。

委 員：要介護高齢者等歯科事業について、資料に「要介護高齢者等歯科事業は、保健（予防）事業ではなく診療（医療）事業のため、削除の方向で検討中」とありますが、高齢者に対する口腔ケアについては、一般的にも介護予防事業として認知されているのではないのでしょうか。それを削除するというはどのようなことでしょうか。

事務局：要介護高齢者等歯科事業については、診療事業と保健事業と両方の面がございますので、一度精査しようという意味でございます。

委 員：国の方の方針としてはどのようなになっているのでしょうか。

事務局：介護保険事業の中での方針につきましては、どのような方針になるかについては、わかりませんが、現時点では、寝たきり高齢者に対する歯科診療は、全国的にもユニークな事業でございます。

委 員：要介護高齢者等歯科事業について、予防の事業の部分については残るという事であれば結構です。

部会長：他にありますか。

委 員：特定高齢者について、具体的にどのように選定するのでしょうか。

事務局：要介護認定非該当の方、民生委員等による地域での実態把握、保健師による把握、主治医による把握等があります。例えば基本健診の際にチェックシートによる選定を行って、希望者については申し込む等の方法も考えられますが、現段階では具体的な選定方法については不明です。

委 員：特定高齢者施策の対象について、1号被保険者数の5%を見込むとされていますが、対象者が6%となった場合には、どうするのでしょうか。

事務局：あくまでも5%というのは目安です。ただし、事業費の上限が設けられておりますので、その範囲の中で行う事となります。18年度につきましては、1号被保険者数の3%を対象者として念頭に置きながら事業を進めることとなります。

委 員：事業費の上限が設けられているということは、事業費を対象者数で割ったり、対象者が多い場合は、状態の悪い人から優先にしたり、先着順等にすることでしょうか。

事務局：あくまでも対象者の5%以上は、事業をやりませんという事ではありませんので、そのように状態の悪い人を優先にしたりする事ではございません。

委 員：例えば、介護予防給付を受給する目的で、介護認定申請をする方が増えると思いますが、そうすると、介護認定受給者数が増加すると思います。そうすると介護保険全体の事業費が増加することに伴って、5%という地域支援事業の事業規模に影響してくる事が考えら

## 審 議 経 過

NO. 2

れますが、そのような場合にも、無駄なく事業を展開していかなければいけないと思います。

委 員：地域包括支援センターについて、来年度の計画を教えてくださいませんか。

事務局：介護保険制度改正の中では日常生活圏域を定めて、圏域ごとに地域包括支援センターを設置するとされております。川西市におきましては、在宅介護支援センターの配置状況等これまでの経過をふまえると、中学校区が日常生活圏域として適当であろうという事で、介護保険運営協議会において了承いただいておりますので、各中学校区に1カ所地域包括支援センターを設置することが望ましいと考えております。ただし、平成18年度にすぐに各中学校区に1カ所整備するかどうかにつきましては、様々な問題点がございまして、当面は市内1カ所の地域包括支援センターを動かしながら運営していきたいと考えております。

委 員：川西市の高齢者保健福祉計画を拝見させていただくと、川西市の人口規模からして、首をかしげるような利用者数しかない事業がありますので、事業の拡大展開を図ってほしいのですが、利用者数が少ないからこそ事業を継続できていて、利用者数が増えると破綻してしまうということでしょうか。

事務局：利用対象要件等につきましては、国の基準に合わせている事業や、独自で対象範囲を狭めている事業もありますが、財政面におきまして拡大展開をしていくということは難しい面がございます。

委 員：事業が必要としている人に行き渡っていない、申し込み難い制度になっている等について、調べたりされたことはありますか。

事務局：PR がかけている面があると思いますので、工夫していきたいと考えております。

委 員：地域包括支援センター運営協議会の開催回数ほどのくらいでしょうか。

事務局：開催回数まではまだ考えておりません。介護保険運営協議会に、地域包括支援センター運営協議会を含めた形で運営していきたいと考えております。

委 員：地域包括支援センターができると、配置された保健師で1,000人程の対象者の介護予防プランを作成することになるが、できるのでしょうか。

事務局：介護予防プランにつきましては、原案作りを業務委託することで対応する予定です。

委 員：何でも民間委託をするのではなく、運営協議会において既存の専門職の意見を聞いてから検討したらどうか。例えば、地域包括支援センター運営協議会にオブザーバーとして医師を参加させたらどうか。

事務局：そのような観点から、現在の介護保険運営協議会の委員をお願いしております。

委 員：地域介護予防活動支援事業について、地区福祉委員が協力して行って在宅介護支援センターが開催している介護予防教室など含めて考えていくのでしょうか。

事務局：川西市でどうしていくかということについては、未定です。

委 員：国もまだ最終案を示していない段階ですので、国の方から示されれば、市の方も前向きに考えられるのではないかと思います。

委 員：在宅介護支援センターは今後も存続していくのでしょうか。

事務局：現時点では、将来的に各中学校区に地域包括支援センターを設置する事を考えておりますので、在宅介護支援センターの業務につきましては、地域包括支援センターに吸収されていく形になると考えております。

委 員：現在の在宅介護支援センターには、事業所の名前がついておられると思いますが、それですと、市民にとってわかりにくく、特定の事業者へのサービスの偏り等の問題があります。

## 審 議 経 過

NO.3

地域包括支援センターを設置される際にはそのような点について配慮してほしいと思います。

事務局：地域包括支援センターには、その地域を表す名称を使用するなど、そういう方向で進めていきたいと思っています。

委 員：2カ所目以降の地域包括支援センターを設置する場合、社会福祉協議会に包括支援センターを委託することはできますか。

事務局：具体的には、在宅介護支援センターに委託することを視野に入れながら、課題点もありますが、社会福祉協議会についても視野に入れて検討していきます。

委 員：他市の地域包括支援センターを委託される事業者の状況を聞いていますと、地域包括支援センターに社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーの3職種を配置する予算について、懸案事項となっているようです。

部会長：計画の方針について部長の方からお話しいただけますでしょうか。

部 長：高齢者保健福祉計画につきましては、各事業をいかに効率よく組み立てていくかが課題となっております。また、要介護高齢者の増加が見込まれている中で、地域支援事業につきましても、いかに上手く事業を進めていくことができるかが、介護保険事業運営の鍵となるのではないかと考えております。高齢者専門部会の皆様には貴重なご意見を頂きましたので、是非計画の方に反映させていきたいと思っております。

部会長：ありがとうございました。それでは、その他について何かございますでしょうか。なければ事務局の方よりお願いします。

事務局：次回の開催につきましては、来年2月か3月頃を予定しております。詳細につきましては、事務局より調整させていただきます。

部会長：今回は成文化された計画案を、事前配布して頂いたものを読んで、集まるということになると思いますのでよろしくをお願いします。それでは、第2回社会福祉審議会高齢者専門部会を閉会いたします。ありがとうございました。